第四章　「経済民主化」の研究

一、「新しい認識」の発見へ

当番幹事諸井貫一は、昭和二十二年新春の「経済同友会々報」に「新しい年の言葉」という一文を掲げた。ここで諸井は、終戦後二度目の春を迎えるに当つて、経済界の当面する困難、それに対処して活動している経済同友会への自己評価、将来に対する活動の目標と心構えなどを、端的にしかも明確に述べている。またそれは単に諸井だけの感懐ではなく「若い進歩的な経済同友会」の、前進への熱情の表現でもある。

諸井は先ず、「日本経済の今後には物的に、人的に、また精神的に多くの試錬が横たわつている。戦時経済から平時経済へ、また戦争から再建への過程において、一つの転換期が介在することは当然の推移であろうが、この転換期にはあらゆる物質的ならびに精神的の弱点が顕現するものと思われる。この弱点を克服してこそ、はじめて再建への途が開かれるのである」と、状勢の複雑さを指摘し、その間における経済同友会の活躍ぶりについて、次のように自らを素直に評価している。

「経済同友会が過去半カ年の間に、この困難なる再建への途上に果した役割は、一応建設的であつたといえよう。しかしながらそれは勿論、社会の若干の過大評価にも拘らず、決して自負し得る程度のものではない。ただそれが社会全般のあまりにも無為と混乱と、時としては自棄とに終始した事実に対するいささかの積極面であつた程度であろう」

そして新しい年の心構えとして、「我々は一層建設的にして健康な精神を持とう。そしてその建設的にして健康な精神は、我々の人間的な心構えから生れることを銘記しよう。勿論今日において建設がいかに困難であるかは、想像以上であることを覚悟すべきである。しかして建設への希望のみが我々の任務であり、光明であると思う」と訴えている。

次に同友会の運営のあり方について「従来のすべての経済団体とは全くちがつて、新しい形式と内容とを持たしめたい。出来うれば今後の経済団体運営のテスト・ケースたらしめる意気込みが必要だと思う。それには個々の会員の個性の発揮と、そのうるわしき調和とが理想である。しかも我々は決して一定の型に拘泥する必要はない。かくしてのみ会のはつらつたる活動が期待される。」と指摘し、さらに次のように「新しい人材」の発掘、「新しい認識」の発見を強調している。

「新人を見出すことと、その新しい発展と構成とを創り出すことも我々の任務の一つであると思う。新しい建設的精神の所有者は、新しい年令層、新しい地域、新しい職域等のあらゆる場面に潜んでいるであろう。

我々が新しい物的資源を求むる如く、我々はまた新しい認識を見出さなければならない。」

最後に、次のように経営者の自覚を促して、結んでいる。

「破局への予想が我々の経済を脅威する今日、我々経営者の地位は、ようやく重大となりつつある。危機の中から建設と光明とを捕うるものは果して何人であるか。この実力が結局今後の社会の指導層を決定す

るにいたると信ずる」

これは欠乏と混乱の中にも、なお脉々として生きて来た透徹せる理性であり、くもりなき情熱であつた。そして戦後財界の新しい指導者としての自覚と責任感を、はつきりつかんでいる人であつてこそ吐くことの出来る言葉である。「新人の発掘」は諸井が戦後最初に抱いた願望であり、「新しい認識」への欲求は、インフレの嵐と労働攻勢の怒濤の真只中でこそ、得られた実感に基くものであつた。

「新しい認識」への欲求は、先ず「日本経済の民主化方策」の研究にその具体的な目標を見出した。そしてこれは経済同友会の昭和二十二年における活動の中での最も重要なものの一つとなつたのである。「経済民主化研究会」は二十二年初頭組織され、委員長には大塚万丈が選ばれた。また東大教授高宮晋氏が主査を委嘱された。大塚は当時いち早く「修正資本主義」を唱えていた。

当時、大塚万丈に対しては次のような人物論が行われていた。

大塚万丈といえば修正資本主義の本家本元と思われるようになつてしまつた。

大塚の考えはこうである。「社会主義も極端に画一主義に走れば人間性を殺すことになる。資本主義も極端な自由放任にまかせると混乱のもとになる。わたしはこの中間に当然新しい立場が生れるべきものと考える」——と。戦争中も軍国の目を盗んでは左翼の連中を養つたりしていただけあつて、その考えるところは柔軟性

に富み視野も広い。しかしそれだけに資本家ばなれがしている。大塚は資本家としてまた経営者としてものを考える前に、人間としてものを考える。だから大塚の言語動作にはそのすみずみにまで、独得の大塚哲学のにおいが高い。ソロバンの財界人ではなく、哲学の財界人である。かつてバンカーもやり、日鉄の飯も食い、現在は日本特殊鋼管の社長をやっている。こういう変化の多い経歴のどこかにもその性格が出ているようだ。

大塚のいうことは、ソロバン式資本家にとつては余りにも迂遠なことかも知れないが、大塚の哲学こそ産業平和のための土台石である。

「経済民主化」の研究は、経営者の現実の欲求としてとりあげられて来たのであつた。経済復興会議の結成を目指して経済同友会が総同盟、産別と折衝しているうち、どうしても「労資の根本的なあり方を経営者の立場から検討し、具体的な案をつくる」ことの必要が痛感されたのである。これは同時に、「経済同友会発足の根本命題」の一つでもあつたのだ。従つて経済民主化研究会が発足にあたつて、先ず「民主的な経営形態」のモデルをつくり上げることを研究のテーマとしたのは当然のことであつた。

ここで、前提的にはつきりと認識しておかねばならぬことは、この「民主化」研究の出発点における立場は、さきにあげた「最近の労働争議に関する見解」と、同じベースにあつたということである。「労働」の役割を積極的に認めると同時に、「企業権」尊重の一線は明確に堅持されていたのである。しかもこの「民主化」検討においては、企業権の尊重が「資本の後退＝経営の前進」という形をとつていつたのが特色的である。それはどう

いうことか。――「十月闘争」のもと、労資対立の場において表明された「見解」では、「資本を担っている経営者」が感覚的に前面に出ていたにも拘らず、いま一歩退いて、理念としての「民主化された経営形態」をあみ出すに当つては、「資本」が後退させられたのであるが、これは事柄の性質上あり得ることである。つまり現実に相手を前にして如何に処するかという時と、心静かに最もよいあり方を考えてみる時との、心の置きどころの相異が反映するのだと見ればよいのではなかろうか。

二、「経営形態の民主化」に試案

経済民主化研究会は、昭和二十二年一月二十七日、その第一回会合を開いた。大塚委員長は「理論的に深く堀り下げていくことも必要であるが、同時に当面の対症療法もあわせて考えていきたい」と述べ、先ず研究の重点をどこにおくかについて検討した。これについて高宮主査から「民主化と社会化」の概念について、予備的な説明があつた。即ち、高宮主査は「経済民主化ということは、資本主義経済の成立に伴つて問題となつて来たものであるから、その当然の結果として資本主義経済の発展段階に応じて、経済民主化にもいろいろ異つた型が出て来ている」との前提に立つて、

一、自由資本主義の段階においては、経済民主化は封建的干渉からの経済の解放を意味した。

二、独占資本主義の段階では、自由競争の妨害者である独占資本を抑えて「公正競争」を保持すること、資本

の勢力を抑えて資本と労働の均衡を保つことに、民主化の狙いがあつた。

三、統制資本主義の段階においては、過剰生産の問題が表面に出て来る。これを調整するために生産手段の社会的管理が必要となり、民主化は「社会化」の概念に発展する。この社会化は「社会主義化」とは一線を画しており、あくまで資本主義の枠内において、統制主体、経営主体を民主化することが社会化なのである。つまり分配面の社会化よりも一歩進めて、生産面の社会化が、この段階における経済民主化である。

と説明した。これに基いて意見を交換した結果、委員会としては、「企業形態の民主化」を重点として取りあげることとなつた。

次いで委員会は二月二十四日、東芝電気と日本発送電の当事者から、それぞれ東芝労組、電産労組の唱える経営形態の民主化案について、参考的に実情をきいた。さらに二月二十八日には東大教授石井照久氏から「アメリカにおける株式企業の発展」について講義をきいた。日本占領の主体が米国であり、日本経済の民主化も米国の例にならつて進められつつあつた状勢に照らして、米国の企業民主化発展のあとを辿つてみようという意図からであつた。三月二十日には高宮主査から「アメリカにおける経済民主化の一形態としての人事管理」についてきいた。高宮主査は、米国の企業の人事管理が、テーラー・システム、フオード・システムにおけるように「人を物とみる即ち技術的過程でとらえる人事管理」から発展し、最近では「人を生産関係において主体的にとらえる人事管理」が行われるようになつていることを指摘した。

このような準備的な勉強のあとで、いよいよ三月二十八日から本格的検討に取組むこととなつた。あたかも大塚委員長は、関東経営者協会の機関誌「経営者」三月号に、「経済民主化とその具体策」と題する論文を寄稿していた。これは彼の構想の一端を示しているものなので、委員会における研究はその論稿を中心に進めることとなつた。

大塚論文は

一、株式企業における民主化
二、経営協議会制度の前提としての資本と経営の分離
三、資本と経営の分離に関する具体的方式
四、経営協議会の性格と構成
五、経営協議会制度と資本の立場
六、経営者の選任

を内容としている。

その主張するところは、先ず「株式企業の民主化は〝経営協議会〟制度を中核として行うより外にない」という前提に立ち、しかもその経営協議会は「資本と経営の分離」なくしてはあり得ないとする。そしてここに新しく存在を主張するのは「経営」であり、「経営主務者が、資本家の代理人として資本家の意志によつて多かれ少かれ拘束される立場にある限り、経営協議会の基盤があり得ない」と断定する。その「経営」の存在意義は実際

的にも認められる。即ち「労使両者が並立してそこに中間者がなければ、あらゆる問題につき、労使両者の主張のいずれをとり、いずれを捨つべきか、またいずれの点において妥協を図るべきかを判定する基準は全く存在せず、かくて一切の問題が、労使両者の勢力関係によつて決定されるのが落ちである」ということになる。

そこで資本と経営を分離する方法が問題となる。大塚論文は先づ「許し難いのは資本家がその一方的意思によつて、社会的生産の場である企業を、利潤追及の場たらしめることである」とし、従つて「資本より分離すべきは経営を左右すべき権能であり、経営を監査すべき権能ではない」と、資本のあるべき立場を規定している。その具体的方法としては「企業における執行機関を専ら経営専門家のみによつて構成せしめ、監査機関を資本家によつて構成せしめるという行き方」をとる、これを平たくいえば「取締役の地位には資本家即ち株主がその任につくことを禁じ、株主にあらざる経営専門家をしてこれに当らしめ、株主は専ら監査役として監査の立場に立つ」ものであるという。

次に経営協議会、とくに経営協議会における労働者の立場が問題となる。これについて大塚論文は「労働者が経営者と同じく票決権を握る決議機関たることが、企業民主化の中核機関たる経営協議会の真面目であり、かくてはじめて労働者の全幅的な責任と協力が確保されるであろう」と、労使対等の関係を明かにしている。また株主も、経営と分離された以上は、その監査権能を十全たらしめるために、経営協議会に参加するのは当然であり、かくて「資本、労働、経営三者の鼎立」がもたらされ、その三者の「相互牽制作用」によつて互いにその独善を予防されることになる。

大塚論文の骨子は大体右の通りである。この論文を中心に、委員会は前後五回にわたつて検討、五月十五日にいたつて委員会独自の構想を織り込んだ「中間報告」の原案が得られた。その原案を中心にさらに八回、検討の会合を重ね、七月一日成案を得たのである。

大塚論文検討の過程において、特に問題となつた点、従つて委員会案が大塚案をさらに前進させた点は次の通りである。

一、企業の所有関係の民主化を明確にしたこと

この点は大塚万丈も考え方としては抱いていた。即ち前記論文でも「資本主義企業の本質的欠陥は、労働が本原的生産要素であるにも拘らず、資本のみが企業の所有者であり、従つて生産の果実即ち企業利潤が資本家によつて独占せられるという点に存する」とし「これは何といつても資本主義企業の致命的欠陥である」と決めつけている。

大塚論文ではこの点を企業経営の民主化に直接導入しなかつた。そこで委員会では「企業財産は経、労、資三者の共同運営する企業体たる法人の所有とする」立前をとり、「企業財産の増殖分に対して、経営者および労働者にも株主と同一の支配権を認める」ことによつて、「事実上の共有関係」をつくり出そうとした。そしてこの所有関係を「協同有」と名づけた。

二、「企業総会」の新設

大塚論文では「経営協議会」に株主代表を加えて、そのままこれを企業の最高意思決定機関たらしめようと

しているが、実情においては「経営協議会」は「執行補助機関」である。そこで観念の混乱を避けるため、新たに最高意思決定機関として、経、労、資三者代表が構成する「企業総会」制度を新設、「経営協議会」はその下にある「執行補助機関」として、存続させることとした。そして「企業総会」の権限として、次のように列挙した。

(イ)　企業代表者（首席取締役）の任免、およびその他の取締役の任免に対する承認
(ロ)　企業目的の決定およびその変更または追加
(ハ)　基本的な経営方針の策定
(ニ)　重要な企業財産の処分
(ホ)　企業財産を担保とする債務の設定
(ヘ)　資本金の増減
(ト)　決算に関する事項（利益処分を含む）
(チ)　その他企業に重大な影響を及ぼす各般の事項

三、「労働総会」および「経営者総会」の新設

株主総会は、いまや企業の最高意思決定機関ではなく、単に「企業総会を構成すべき定数の株主代表および監査役を選任し、かつ必要ある場合には株主としての意思を表示する機関」としたが、これと同じような関係から「労働者総会」と「経営者総会」を新設することとした。いずれも企業総会におけるそれぞれの代表の選

出母体にほかならぬ。

四、「最低保障制度」の確立と利潤分配

株主はもはや従来のような意味における企業の主人公ではなく「企業の構成分子の一員として、経営者が経営を提供し、労働者が労働を提供すると同じ意味において資本を提供する」のであるから、利潤のあがつた場合はこれを三者間で平等原則に従つて分配しなければならぬ。このために資本に対しては少くとも「金利に相当する代価」を一種の「基本配当」として支払うが、これと同じ意味で経営者および労働者には生活を保護する給与を保証することとした。

またこのように「最低保証」をなし、かつ過去の負担を補つてなお余りある場合には「適当な割合で利潤の分配」を行う。

また利潤の分配に当つては「出資者積立金」のほか「経営者積立金」「労働者積立金」を設け、これによつて企業危険負担の実態的な基盤とした。

五、労働組合の立場

この新しい経営形態において労働組合はどういう立場にたつのであろうか。委員会は「労働も、資本および経営と並んで、企業の主人公たる地位を占めることになれば、労働組合そのものの性格もまた趣きを異にして来るが、この新体制においても、労働は一面において企業の主体たる地位を占めると同時に、他面依然として企業に対して雇傭関係に立つものである」として、労働組合存立の根拠を認めている。しかし在来の労働組合が

「企業経営の外部にあつて労働者の利益を擁護する」立前にあつたのが、こんどは「企業経営の内部に入つてその経営効率を高めることによつて労働者の利益を増進する」という立前になるわけであるし、これは「労働組合の進歩」に外ならぬとされている。

なお、この「民主化試案」は最後に、この企業体制のもたらす利点として、労働者の勤労意欲の昂揚、労働争議の減少、大衆資本の出動、富の均分化などの諸点をあげている。

三、「企業民主化試案」に対する批判

「企業経営の民主化」試案は八月五日の幹事会に提案されたが、これは「経済同友会全員の賛成で出すというところまで熟しておらない」との理由から、「経済民主化研究会」の「試案」という形で世に問うことになつた。この幹事会でも、さきに「生産管理」や「失業対策」についての「意見」の討議にみられたような激しい見解の対立が表面化した。その結果、創立以来ともに行動して来た有力な二、三の会員が、ついに経済同友会を遠ざかることになつた。

このように極端な反対意見は別としても、この「民主化試案」にもられた考え方に対してはかなり強い批判があつたことは否めない。「進歩的」を標榜する経済同友会ですら、当時では、やはり「資本」に制約を加えるこ

と、「労働」を思いきつて「経営」と同列におくことには、ためらいが感じられたのであつた。「最近の労働争議に関する見解」で、「経営」が「労働」に対して、「協力して再建に努めよう」と呼びかけた時から、この「試案」が提案されるまでには、十カ月の月日が経過していた。経済復興会議が結成される最中に経済同友会は産別の行き方に深い疑問と警戒心を抱きはじめたが、その時からでも半年以上は経つている。その間には客観状勢もかなり変つた。それはあとで述べるように、二・一スト禁止を境にして吉田内閣の労働政策に対する態度が一段とはつきりして来たこと、あるいはより大きくは、これも後述するように、米国の対日政策が昭和二十二年に入つて急カーブで転回して来たこと、即ち米国の手による日本経済の積極的再建と、そのための労働運動の行き過ぎ是正という線が強く押し出されて来たことなどである。このように状勢が変化したので、経営者の労働者に対する構え方も強くなつたのだと見られる。「民主化試案」は、そうした時に幹事会に持出されたものだから「経済同友会全体の賛成」を得られなかつたのである。「資本」がようやく頭をもたげて来ようとした矢先に、「資本」に対して「お前は少し引込んでおれ」といつたにひとしい効果を示したのであつた。

しかし、そうした内面的なきしりとは別に、この「民主化試案」は外部において大いに反響を呼んだ。経済同友会の名は「修正資本主義」の語を冠して唱えられた。大塚万丈また修正資本主義の「本家本元」と謳われたのである。

「民主化試案」は進んで外部の批判を求めた。その試みは「委員会で結論を得たあと、幹事会提案を前にすでに行われていた。

七月十八日には国民協同党政調会副会長秋田大助、協同主義協会古沢磯次郎の両氏に批評をきいた。「民主化委員会」は、大企業の民主化方策である「試案」のあと、「協同組合」制度を中心とする中小企業の民主化を研究する予定であつたので、国協党の批判を先ずきいたわけでもあつた。両氏から協同主義についての考え方を述べたあと、「一般に資本主義社会の中で、これに順応しながら協同主義を進めてゆくことは、金融等の面で直ちに資本主義の原則にぶつかり、なかなか困難である」と述べた。

七月三十日には九州大学教授向坂逸郎氏の批判を求めた。同氏はマルキシズムを根底として批判した。氏は先ず「敗戦を契機として、日本の経営者の間で修正資本主義の理論づけが叫ばれることになつたのは、新しい試みであり、一つの進歩として高く評価したい。現在の状勢ではこの試案は労働者階級に受け入れられることが可能である」と前提して、次の諸点を指摘した。

一、経営者を第三者的、中間的なものと考える思想はファッシズムに結びつく危険性がある。経営者という中間層は一つの階級ではなく職能に付随する一つの地位に過ぎない。それは資本家になる面と、勤労者である面の二重的性格を持つ。この二重性格を持つ第三者的なものを強調することは却つてその弱さを告白するものである。そしてそれはこの案の実現の困難を物語るものである。

一、日本人は政治になれていないから妥協を嫌うが妥協は軍隊でいえば休養、整備の期間であり、階級闘争にとつて必要な時である。この妥協の上に資本主義社会の民主化も考えられる。この民主化が成立すれば、そしてそれが徹底されれば、次の社会――社会主義社会に移る頂点はゆるやかになり、平和的革命が成立しうるこ

ととなる。この試案もこうした現段階の社会経済条件に適応した民主化の一つの試みとして、その進歩的意義も評価される。

一、この案はあまりに荒涼たる敗戦経済の現状に即しすぎ、却つて現在の窮状に幻惑されて長い見通しを失つている感がある。資本所有に対するこのような制限が相対的安定期に入つた後も果してよく満足されうるであろうか。法制的に独占の禁止が実行されても、米国の例もある如く、安定期に入れば再び独占的なものが生れて来る可能性はあると思う。

一、経営と資本の完全なる分離は、資本主義社会においては不可能であると思う。試案に示される如く、資本家が実質的に三者の協同有に転化されることは、現社会の根本原則である資本私有の決定的な壁にぶち当ることになり、この壁を突破するには最大の政治力をもつて、これが裏づけられねばならない。この政治力を裏づけるものとして農民、中小商工業者の中産階級というものが一応考えられるが、由来中産階級は個々の立場が千差万別であり、これを一つの集団として組織化することは困難である。むしろ経営者は生産的立場において同次元に立つ勤労者と結びつくことによつて、民主化への一つの役割を果すことが出来る。

八月二十日には経済同友会の比較的若い層から批評を求めた。ここでは次の問答があつた。

(問)この案はいまの状勢のもとで果して実現出来るだろうか。

(大塚)いますぐこれを実現しうるとも思つていないし、またそれが目的でもない。現在はただ一石を投ず

る程度でよいと思う。労働組合、資本家側とも現状のような意識水準では、この案に同調することは困難だと思うが、時を経るにつれて、これに近づいて来るものと信ずる。いまの状勢ではこの案を全面的にすぐ実現することは困難であるが、部分的にこの案を逐次実行に移すことは出来ると思う。

（問）現在の縮少再生産を打開するためには資本蓄積が絶対必要であると思うが、この資本蓄積と分配の公平という相互に矛盾する概念のいずれに重点をおいて経済再建を行うかが重大な岐路となる。この矛盾をどうみるか。

（大塚）資本蓄積の途は生産増強による以外あり得ないのであつて、そのためには労働者が自己の全力を集中出来るような企業経営の仕組が必要であり、資本蓄積と分配の公平は表裏一体の関係にあると思う。

九月五日、東洋経済新報山田秀雄氏、日本経済研究所根津知好氏、新経済社宮内勇氏など経済雑誌の編集者を招いたが、次のような批評が行われた。

一、企業創立当初、危険率が高く、労働者の力の非常に弱い時においても資本を冷遇するのは一考を要する。

一、個別企業の民主化をいくら集めてみても「社会化」は生れて来ないのであつて、総資本の再生産過程を通ずる資本の私的所有と生産の社会化の矛盾、相克を解決する方策――現段階では基礎産業の国有など――こそ歴史的必然の要請するところに外ならないと思う。

右にあげた数々の批評を見ればわかるように、評者は必らずしも「試案」に対して寛大ではなかつた。その進歩性は認められるが、実現性がむずかしい——ということである。どうして「実現」が困難なのか。理くつはいろいろあろうが、要するに、「資本」と「労働」が単に「観念」としてとらえられているだけであつて、「生きたもの」「発展するもの」として認識されていないことが、その根本の理由ではなかろうか。

四、「金融の民主化」を検討

金融経理部会は住友銀行東京支店長堀田庄三を部会長として、二十一年十一月五日発足したが、部会運営を円滑にするため十一月十二日「専門委員会」を設けることとした。専門委員には、三菱銀行企画課長中島正樹、帝国銀行調査課長代理井上薫、住友銀行東京支店業務課長伊部恭之助、野村証券調査部長関口啓太郎の四名が委嘱された。

金融経理専門委員会の初の仕事は「金融の民主化」方策の検討であつた。当時「金融制度調査会」（二十年十二月五日大蔵省に設置）が金融制度の民主化について一連の答申案をつぎつぎに発表しつつあつた。即ち二十一年に入つて一月三十日「特別銀行関係制度」、二月十四日「貿易金融機関制度」、四月二十三日「保険制度」と、いずれも「改革案」を答申していた。さらに「日本興業銀行改革案」も検討されていた。（二十二年二月八日草案発表、同調査会は次いで二月十八日「金融機関整備暫定要領」を発表、十一月十八日解散された。）従つて委

員会としては、金融制度調査会との間に研究テーマの重複することを避け、たまたま経営研究所がつくつた「通貨金融制度運営の民主化に関する覚書」を中心に検討を進めることとなり、二十二年一月十四日からその仕事にとりかかつた。この「覚書」によると、「通貨金融運営委員会」という強力な統制会方式の機関をつくり、金融機関の国家管理を行うような行き方をとつていたが、当時金融制度調査会が答申しつつあつた一連の民主化立法が実現されることになると、各分野の金融機関がそれぞれ民主的に運営されることになり、その結果「覚書」にあるような強力な機関がとりあげるような問題は非常に少くなるだろうという意見が、委員会を大きく支配した。

そこでこの「覚書」を中心にする検討は現実の状勢にそぐわないとの理由から、委員会が独自の立場から案をつくることになり、井上委員に原案をつくつてもらうこととした。その際、問題の所在を次のように整理し、これを原案作製の骨組とすることとなつた。

(イ)　金融機関の資本所有、経営主体の民主化
(ロ)　各金融機関人事の民主化
(ハ)　貸出の民主化
(ニ)　金融政策、金融統制実施に関する民主化

井上委員は三月中旬から約二カ月に近い研究ののち原案をつくり、五月六日の委員会で説明した。この案は

「資本の現下における貴重性を尊重して、資本の蓄積を促進するため、麻痺した信用制度を再建する」ことを主眼とし、金融の民主化を、その「対外関係における民主化」と「内部の民主化」とに大別してそれぞれの方策を示したものであつた。

委員会は井上試案を中心に、七回にわたつて慎重に検討した結果、多少の修正を施しただけで、大体において原案に近い線で成案を得、さらに七月十七日の金融経理部会の意見によつて一部字句の修正を行つた上、八月二日の部会で決定、八月二十七日の臨時幹事会で採択、翌二十八日「金融経理部会」の名で発表した。

この案の検討中に強調された意見で注目すべきことは

一、当時併行して検討されつつあつた「企業民主化」においては、「資本」の役割を後退させることをむしろ一つの狙いとしていたが、「金融の民主化」においては、「資本」の蓄積が立案の有力な動機となつていたこと。これについて委員会は「この案では具体的な提案を意図しているのだから、大塚試案の構想はそのままとり入れ難い」という態度をとつていた。

二、金融統制の実権を官僚の手から民間に奪回することに対して強い意欲が示され、原案採択の臨時幹事会においても、「大蔵官僚、日銀行員の考え方は官僚の典型ともいうべきものであつて、これはどうしても民間人の手によつて改革されねばならぬ。現在の状勢下では官僚機構に対して諸要求をぶつけることは困難であるが、講和成立後は進んでこの問題に手をつける決意をする必要がある」との発言あり、大勢の共鳴を得たほどであつた。

「金融の民主化」においては先ず「民主化の基調」として、「従来の金融機構が高度に集中されていた反面において、その運営が全面的に官僚の支配下に置かれていた」点に改革の主眼をおき、「健全な資本の蓄積を培養し、破壊された産業の復興を実現するためには、能う限り民間の知識経験を活用しつつ、しかも金融の公共的使命を貫徹し得る如き金融の運営を確保しなければならない」という立場から、「金融機関の資本および経営の民主化」の促進とともに「官僚統制を排除して民主的統制の適当なる体制を樹立する」ことを目途としている。

民主化の具体的な方策としては大体次のように示されている。

一、金融統制の民主的主体を確立するため、官制によるまた独立の事務局を持つところの「金融委員会」を創設する。

また金融立法の主導性を民間人の手に確保する。

一、日銀を民主化し、民間銀行の日銀依存を排除する。

特殊金融機関は復金のような暫定的のものを除いて、普通銀行と同じ経営形態とする。

金融の地方分権化を図るため、地方金融は出来るだけ地方銀行の手に開放する。

中小企業金融を円滑にする。

一、金融機関の経営を民主化するために——

(イ)　独占的、支配的な株主を排除する。（原則として資本金の二十分の一を超ゆる株主の所有を認めない）

また大株主の議決権を制限する。

(ロ) 借出の最高限度を規制する。

(ハ) 人事においては経営者の選任に当つて従業員の意向を反映させる。「天下り人事」を排除する。一定規模以上の金融機関に対してはその運営に各界代表者を参与せしめる。

一、金融委員会の権能としては

(イ) 金融統制の自主的企画ならに運営

(ロ) 金融に関する政府命令の審議決定

(ハ) 金融立法に関する意見具申

のほか法律または官制によつて設けられている通貨金融に関する委員会の仕事を、新委員会が担当することとする。

委員会に関係各方面の意見を反映させるため、金融界、産業界、労組、預金者、日本銀行、学識経験者からそれぞれ代表を委員に加える。